平成25年度第3回生駒市政治倫理審査会 会議録

- 1 会議の開催日時、場所
 - (1) 開催日時 平成25年12月4日(水)午前10時~午前11時30分
 - (2) 開催場所 生駒市役所 201会議室
- 2 出席者
 - (1) 委員景山会長、横田副会長、上﨑委員
 - (2) 事務局 今井企画財政部長、奥村総務課長、吉本総務課課長補佐
- 3 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・資産等報告書の審査
 - ・生駒市政治倫理条例第9条の規定に基づく市民からの調査請求について
 - (3) その他
 - (4) 閉会
- 4 会議概要
 - (1) 議事
 - ・資産等報告書の審査について

【委員による審査】

- ○資産等報告書に係る審査結果報告書について協議した。
- ・生駒市政治倫理条例第9条の規定に基づく市民からの調査請求について 【事務局から調査請求(16件)の概要を説明】

【委員による審査】

- ○審査に入る前に、審査会において「生駒市政治倫理審査会の審査基準(以下、 「審査基準」という。)」を次のとおり定めた。
 - ・政治倫理基準違反調査請求審査の審査方法に、委員の事前審査を含むこと とする。
 - ・審査会は、調査請求人が言う政治倫理基準違反となる内容が客観的に判断 できる資料を添付させなければならない。
- ・審査会は自発的審査ができないため、政治倫理条例に根拠を定めたうえで、 立証する資料が添付されていない場合、又は請求内容が不明瞭な場合は、 審査を棄却する。
- ・審査会は、審査内容に司法判断が下されている場合、又は司法に委ねるべ

き請求内容と判断した場合は、審査を行わない。

- ・審査会は、審査請求内容を市の政策的施策と判断した場合は、審査を行わ ない。
- ・審査会は、同様の審査請求内容が複数あった場合、併合して審査を行うも のとする。
- ・審査会は、過去に審議を終結した案件及び棄却した案件については再度審 査を行わない。
- 調査請求人の意見陳述については、審査会が必要と判断する以外は会議への出席は求めない。
- ○審査基準に則り、1 6 件の調査請求書及び添付資料を基に各委員での事前審 査を含め検討を行った。
- ○調査請求の全てに共通することとして、提出された調査請求書の「請求の趣旨及び理由」には政治倫理条例に定める「政治倫理基準等」に違反するかが 論理的に示されておらず、何をもって政治倫理基準等に違反しているかが不 明瞭である。
- ○また、調査請求に当たっては、政治倫理基準等に反する行為をした疑いがあることを証する資料を添えなければならないが、調査請求人が添付する資料 はどれもそのことを証する資料とは言えず、中には全く関係のないと思われる資料が添付されている。
- ○これらのことから、当審査会では今回の16件全てについて調査すること ができないということを結論とする。
- ○今後においては、当審査会において定めた審査基準に則り、調査請求内容 が不明瞭な場合等は、調査請求書を受理する際に、調査請求人に対し、請 求趣旨及び理由を明確にし、客観的に請求内容を立証することができる資 料の添付を必須条件とする必要があると考える。

(2) その他 特になし

上記のとおり記載した会議概要に相違ないことを証するため署名する。

平成26年1月16日

生駒市政治倫理審査会会長 景山良一

生駒市政治倫理審査会副会長 横 田 保 典

生駒市政治倫理審査会委員 上 﨑 哉